

適合証明業務に関する確認書

(記入日) 令和 8 年 8 月 1 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿
 沖縄振興開発金融公庫 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

		* 適合証明技術者登録番号		記入しないでください。
建築士事務所	名称	フラット35 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	東京都文京区後楽〇-〇-〇		
	事務所登録年 月 日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	事務所登録番	都道府県名 (東京都) 知事登録 〇〇〇〇〇〇 号		
登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名称	フラット35 株式会社	代表者印(※)
		代表者の氏名及び役名	代表取締役 住宅 太郎	
	個人の場合	氏名	【自署】 個人の場合、自署してください。 法人の場合は、記入不要です。	印
適合証明技術者	適合証明技術者氏名	【自署】	自署してください。	印
	建築士登録年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	建築士登録番	〇〇〇〇〇〇 号		

法人の場合、法務局届出の代表者印(丸印)を押印してください。

個人の場合、自署してください。
法人の場合は、記入不要です。

スタンプ印は不可。

※ 登録開設者が法人の場合の代表者印は、法務局届出の代表者印(丸印)を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者(以下「建築士事務所等」と総称する。)は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に対し、適合証明業務(住宅(既存住宅に限る。))が機構の基準に適合することの証明に関する業務をいう。以下同じ。)の実施に関する以下の事項について直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。

なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が

記入にあたっての留意事項

- ・ 記入する場合は、黒のボールペンなど消せないもので記入してください。
- ・ 修正する場合は二重線で消し、訂正印を押してください(建築士事務所に関する内容を修正する場合は代表者印、建築士に関する内容を修正する場合は建築士印)。修正液は使用不可です。
- ・ 登録申請書と記入内容が同一であるか、確認のうえご提出ください。

長府基準に適合することを前提に借入金利を引けるための費用などに充てるために交付された国費を返却できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。

5 登録規程^{※1}第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所の一方又は双方に対して登録規程^{※1}第11条第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{※1}第5条第2項の登録証明書を登録窓口に返納しなければならないこと。

6 機構は、登録規程^{※1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定に基づき登録の取消し(登録拒否すべき期間を定める場合を含む。以下同じ。)、業務停止又は文書による戒告となった建築士事務所の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、登録取消し等の事由、登録取消し等